新総合計画策定懇話会　傍聴要領

平成３０年７月１３日
政策企画部計画推進課

１　傍聴する場合の手続き

（１）会議を傍聴する人数は、会場の都合等により制限することがある。

（２）会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の１５分前までに受付を行い、事務局の指示に従って会場に入室するものとする。

（３）受付は先着順で行い、定員になり次第終了するものとする。

（４）次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

ア　酒気を帯びていると認められる者

イ　会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

ウ　ア及びイのほか、傍聴を不適当と認める者

２　傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の行為をしてはならない。

ア　みだりに傍聴席を離れること。

イ　私語、談話又は拍手等をすること。

ウ　議事に批評を加え又は賛否を表明すること。

エ　のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用すること。

オ　写真撮影、録画、録音等をすること。ただし、あらかじめ事務局の許可を受けた場合は除く。

カ　会場において飲食又は喫煙をすること。

キ　携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。

ク　アからキまでのほか、会議の議事運営に支障となる行為をすること。

３　会議の秩序の維持

ア　上記２のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
御不明な点は、係員にお聞きください。

イ　傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。

ウ　会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。